

埋蔵文化財の手続きフロー図

変更になりました！

以下の書類は、「**自署の場合**」に押印が不要となりました。

- 承諾書 ●委任状 ●個人住宅建築事前協議書
- 土木工事等に伴う試掘調査依頼書
- 本発掘調査依頼書

必要添付書類

- 位置図・配置図・建築平面・断面図
- 基礎伏図・断面図
- 改良伏図・断面図 等の図面

- 委任状【様式第4号】（1部）

※申請者が直接申請・協議を行う場合は不要です。

はい

周知の埋蔵文化財包蔵地内である

いいえ

申請者の自己居住を目的とした開発

土木工事による開発

事業計画の敷地面積が500㎡以上の開発

提出書類

- ・「発掘届出」2部
- ・土地所有者の「承諾書」1部
- ・「個人住宅建築事前協議書」1部

★いずれの書類も工事着工の60日前までに提出してください

提出書類

- ・「発掘届出」2部
- ・土地所有者の「承諾書」1部

提出書類

- ・「土木工事等に伴う試掘調査依頼書」1部
- ・土地所有者の「承諾書」1部

大阪府からの回答

大阪府からの回答

試掘調査の実施

発掘調査

立会調査

立会調査

発掘調査

埋蔵文化財が確認された場合

埋蔵文化財が確認されなかった場合

発掘調査の実施

基礎等掘削工事中に立会調査の実施

基礎等掘削工事中に立会調査の実施

確認調査の実施
本発掘調査の必要
無 有

「新規発見の届出」の提出 2部

保存協議
設計変更等

保存可能

保存不可能

本発掘調査の調整
「本発掘調査依頼書」の提出 (1部)

工事着手

慎重工事

立会調査ないし慎重に工事着手

本発掘調査の実施

工事着手